

所得税の 確定申告・市県民税の申告

申告は必要？

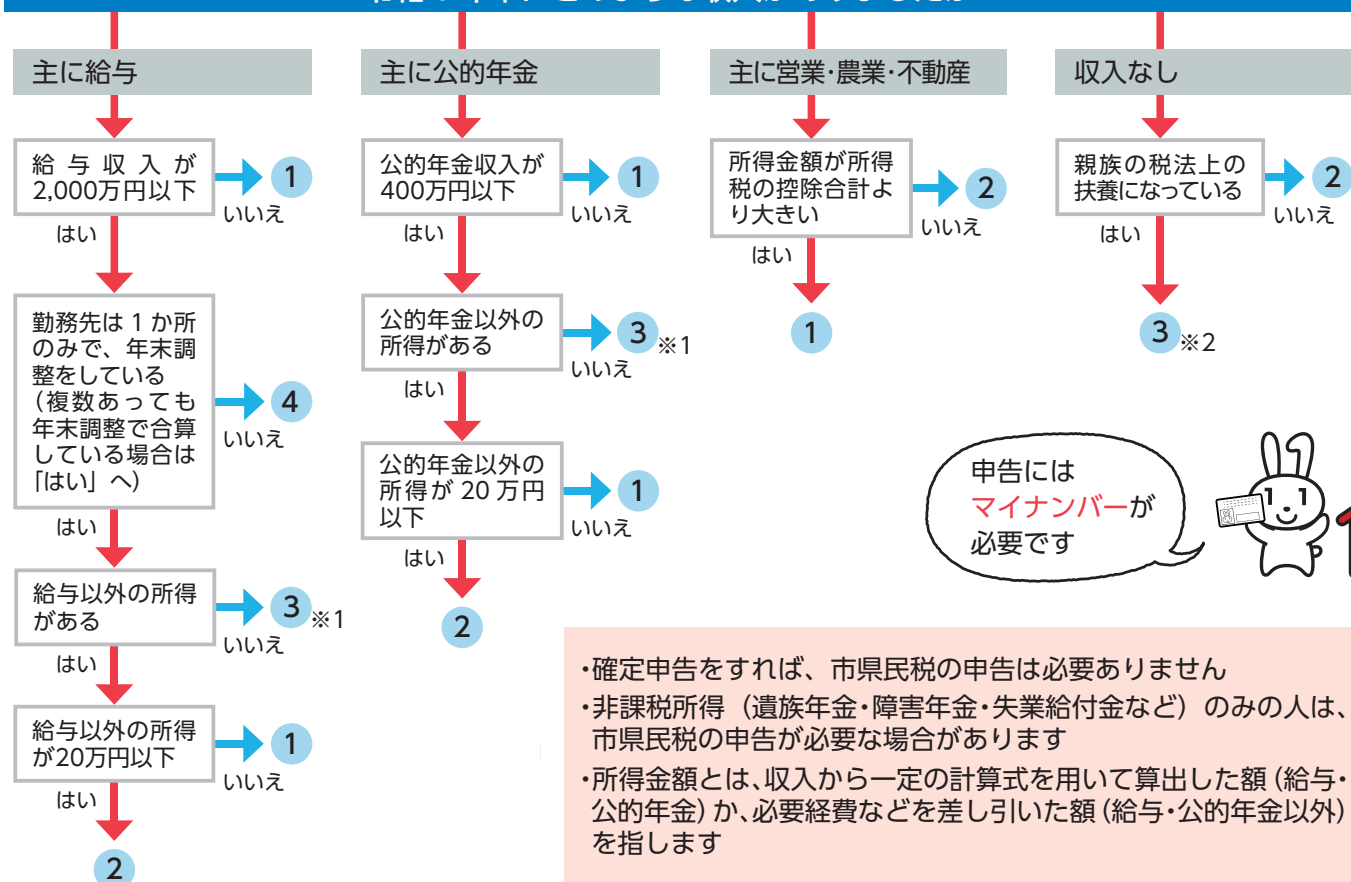
チャートを参考に
確認してください

スタート

令和7年1月1日現在、
高崎市に住んでいましたか？

高崎市に市県民税の申告を
する必要はありません
令和7年1月1日に住んでいた市
区町村へ相談してください

令和6年中にどのような収入がありましたか？



- ・確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません
- ・非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人は、市県民税の申告が必要な場合があります
- ・所得金額とは、収入から一定の計算式を用いて算出した額（給与・公的年金）か、必要経費などを差し引いた額（給与・公的年金以外）を指します

判定結果

チャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課（☎027-321-1218）に問い合わせてください

1	税務署で確定申告が必要です	確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
2	市役所で市県民税の申告が必要です	ただし、控除などを追加して所得税の還付を受ける場合は、確定申告ができます
3	確定申告・市県民税の申告義務はありません	※1 ただし、控除を追加する申告によって税額が安くなる場合があります（所得税が引かれている人は確定申告、引かれていない人は市県民税の申告） ※2 ただし、所得や税金に関する証明書が必要な人や自立支援医療を受ける人などは市県民税の申告が必要です
4	税務署で申告が必要な場合があります	扶養・生命保険料などの控除の追加や、2か所以上の勤務先があり、年末調整で合算されていない場合などは、税務署で申告が必要です

申告方法や必要な物などは、次のページでお知らせします

「高崎市に住み続けたい」と約8割が回答 第23回市民の声アンケートの結果をお知らせします

問/市民生活課 ☎027-321-1230



報告書のダイジェスト版を 市ホームページに掲載

アンケートの結果をまとめた報告書は、市役所1階市民情報センターや中央図書館などで閲覧できます。また、配布用のダイジェスト版は、市民情報センターや各支所地域振興課などで無料で配布。市ホームページにも掲載します。

主な質問事項と回答

- 市政への関心
 - ある+少しはある 80.7%
 - あまりない+ない 16.9%
- 高崎市に望むもの(複数回答)
 - バスなどの公共交通 35.9%
 - 高齢者福祉 33.6%
 - 医療機関 32.5%
- 高崎市の印象(複数回答)
 - ごみ処理がしっかりしている 75.3%
 - 日用品の買い物が便利 68.4%
 - 交通網が発達している 68.4%

建設工事の現場や施設運営の状況を確認 工事や事業の監査を行いました

問/監査委員事務局 ☎027-321-1300



市が発注した工事が、安全で効率的に施工されているかを確認するため、昨年11月7日に児童相談所建設工事、1月23日に新労使会館建設工事の監査が行われました。

監査は、自治体工事監査の技術支援や技術指導・研修などを行っている大阪技術振興協会の技術士と市監査委員が実施。監査基準などにに基づき、市が発注した工事の設計や施工、工事現場の安全管理が適正に行われているかなど、書類と工事現場の両方を審査しました。

また、昨年11月には、市内22か所の小中学校、幼稚園、保育所(園)の現地での監査を実施。書類や教室の管理状況、防犯対策など、子どもたちが安全に安心して過ごせる施設かを審査しました。

監査の詳細な内容と結果は、市ホームページで順次公開します。



安全に工事が行われているかや教室の管理状況などを確認

年間を通じて監査を実施

市監査委員は、公正で効率的な行財政を確保するため、地方自治法の規定により設置されている執行機関です。財務に関する事務や、地方公営企業の経営管理などが適正に行われているかどうかを、市長から独立した立場でチェックしています。

監査対象は、一般会計や特別会計の決算をはじめ、市の財務事務、補助金を受けている団体、施設の指定管理者などです。

各会場での受け付け方法について



ビエント高崎 (所得税の確定申告)

LINE による整理券事前発行

2 月 7 日(金)から LINE での事前発行を開始します。国税庁の LINE 公式アカウントから、相談会場と日時を選択し、申し込んでください。

入場整理券の当日配布

会場で当日配布を行います。配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。配布状況は国税庁ホームページで確認してください。



国税庁LINE公式アカウント▶

市役所2階市民税課

LINE による事前予約

LINE での事前予約を 2 月 10 日(月)午前 9 時から開始します。予約をするには、市の LINE 公式アカウント(右記)から「確定申告」とメッセージを送信してください。予約できる会場は本庁のみで、枠には限りがあります。



窓口での受け付け

受付時に番号札を配布します。会場は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

申告に必要な物

対象		必要書類など
全員		マイナンバー(個人番号)と本人確認のできる物、申告書、振込先口座の分かる物
所得に関するもの	給与・年金所得	源泉徴収票(コピーやデータも可)
	事業(営業・農業)・不動産所得	収支内訳書、帳簿など
	雑・一時所得	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費の明細書、医療費通知、高額療養費などの補てん金がかかる物、おむつ使用証明書※1 など
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※2 など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄付金控除	寄付金の受領証明書など

障害者控除・おむつ代の医療費控除の証明書を発行 問 / 介護保険課 ☎027-321-1242

いずれも申請は、運転免許証など窓口に来る人の本人確認のできる物を持って、市役所 2 階 24 番窓口同課か、各支所市民福祉課へ。

高齢者のおむつ代の医療費控除確認書(上表※1)

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、

要介護認定を受けている人で一定の要件を満たす場合は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書(上表※2)

障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象は、65 歳以上で令和6年12月31日現在に要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。

所得税の確定申告

■ 期間：2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月)
問 / 高崎税務署 ☎027-322-4711



申告書の提出方法

確定申告書は、国税庁ホームページ(右記)の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。



インターネット e-Tax	「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。マイナンバーカード方式は、スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報などが自動で入力されます。利用にはマイナンバーカードと専用アプリが必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
郵送	申告書を印刷し、〒 370-8611 東町 134-12 高崎税務署に郵送してください
申告会場	会場での申告には、入場整理券が必要です。時間指定があります。入場整理券は、左ページを参考に取得してください ●受付日時＝2 月 17 日～ 3 月 17 日(土・日曜、2 月 24 日(月)を除く。3 月 2 日(日)は申告を受け付けます)、午前 9 時～午後 4 時 ●会場＝ビエント高崎(問屋町 2 丁目)

市県民税の申告

■ 期間：2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月)
問 / 市民税課 ☎027-321-1218

倉渕支所税務課 ☎027-378-4523

箕郷支所税務課 ☎027-371-9051

群馬支所税務課 ☎027-373-1214

新町支所税務課 ☎0274-42-1236

榛名支所税務課 ☎027-374-5110

吉井支所税務課 ☎027-387-3114

市は 2 月 5 日(木)から、昨年市県民税の申告をした人に申告書を送付します。令和 7 年 1 月 1 日現在、市内に住所のあった人は、市県民税の申告をしてください。詳しくは、申告書に同封の「市民税・県民税申告の手引き」で確認してください。手引きは、市民税課や各支所税務課にある他、市ホームページ(上記)でも確認できます。



医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を提出する必要があります。事前に作成して持参してください。

ふるさと納税に係る寄付金控除について

ふるさと納税を行った時に「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行った人も、確定申告が必要な人などは特例が適用されません。確定申告をする時に「ふるさと納税に係る寄付金控除」を受けてください。

還付申告

還付申告は、2 月 14 日(金)まで高崎税務署で先行して受け付けています(土・日曜、祝日を除く)。希望者は、事前に同税務署への電話予約が必要です。

次に当てはまる人は、還付を受けられる場合があります。

●令和6年中に退職して年末調整を受けていない

●令和6年中に医療費の支払いが一定額以上ある

申告書の作成を指導

次の確定申告については、ビエント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。

●青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得、退職所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、外国税額控除、国外居住者の扶養控除など

申告書の提出方法

申告書は、市ホームページの「市県民税の試算」のページで作成し印刷できます。

郵送	申告書を〒 370-8501 高崎市役所 市民税課に郵送してください
窓口	会場で番号札を配布します。詳しくは、左ページを確認してください ●受付期間＝2 月 17 日～ 3 月 17 日(土・日曜、2 月 24 日(月)を除く) ●窓口と受付時間 市役所 2 階 28 番窓口市民税課＝午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 各支所税務課＝午前 8 時 30 分～正午・午後 1 時～5 時 15 分

上場株式などの配当所得および譲渡所得などを申告する人へ

制度改正により、令和 6 年度(令和 5 年分)の申告から個人住民税の課税方式が所得税と統一されました。詳しくは、市ホームページで確認してください。

国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も 問 / 保険年金課 ☎027-321-1235、1236

国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保税が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。